

## 飯能市パートナーシップ・ファミリーシップの届出の取扱いに関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市民一人ひとりが多様性を認め合い、互いに尊重し合い、誰もが自分らしく暮らせる社会を実現するため、パートナーシップ・ファミリーシップの届出の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 性自認が戸籍上の性別と異なる者又は性的指向が異性のみではない者であって、互いを人生のパートナーとして尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二人の関係をいう。
- (2) ファミリーシップ パートナーシップの関係にある二人が、一方又は双方と同居する子（実子又は養子をいう。）等その他市長が認める者と家族として協力し合う関係をいう。

### (届出)

第3条 パートナーシップを形成している者は、パートナーシップ及びファミリーシップの関係にある旨を市長に届け出ることができる。

2 前項の規定による届出（以下「届出」という。）をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 市内に住所を有していること（市内への転入を3か月以内に予定している場合を含む。）。
- (3) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がいないこと。
- (4) 届出をしようとしている相手方以外の者とパートナーシップを形成していないこと。
- (5) 届出をしようとする者同士が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族、

直系姻族をいう。以下同じ。) でないこと。ただし、養子縁組によって近親者となった者を除く。

(届出書の様式等)

第4条 届出をしようとする者は、飯能市パートナーシップ・ファミリーシップ届出書(様式第1号)(以下「届出書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 本人の写真が貼付された個人番号カード、旅券、運転免許証又は官公署が発行した本人の写真が貼付された免許証、許可証若しくは登録証明書等その他本人であることを証するため市長が適当と認める書類
- (2) 戸籍抄本又は戸籍全部事項証明書、婚姻要件具備証明書その他配偶者がいないことを証する書類
- (3) 市内への転入を予定している者(以下「転入予定者」という。)にあつては、その事実を確認することができる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 届出書は、届出しようとする者の双方が署名したものでなければならない。ただし、届出しようとする者の双方又は一方の署名が困難であると市長が認める場合は、この限りでない。

3 転入予定者は、転入後速やかに住民票の写しその他の現住所を証する書類を市長に提出しなければならない。

(通称の使用)

第5条 この要綱に基づく届出その他の手続には、戸籍上の氏名と併せて通称(氏名以外の呼称であつて、社会生活上通用していると認められるものをいう。以下同じ。)を使用することができる。

2 前項により通称の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称を使用していることが確認できる書類を届出時に提示するものとする。

(証明書等の交付)

第6条 市長は、提出のあつた届出書等を確認し、第3条第2項の要件を満たしていると認められるときは、届出をした者(以下「届出者」という。)に対し、パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書(様式第2号)及びパートナーシップ・ファミリーシップ届出受理カード(様式第3号)(以

下「証明書等」という。)を交付するものとする。

(証明書等の再交付)

第7条 届出者は、次の各号のいずれかに該当するときは、飯能市パートナーシップ・ファミリーシップ届出書受理証明書等再交付申請書(様式第4号)により証明書等の再交付を申請することができる。

- (1) 証明書等を紛失し、毀損し、又は汚損したとき。
- (2) 氏名又は通称を変更したとき。
- (3) 新たに第5条の規定により通称の使用を希望するとき。
- (4) その他特別の事情があると市長が認めたとき。

2 市長は、前項の申請があったときは、届出書が保存されている場合に限り、証明書等を再交付するものとする。

(届出内容の変更)

第8条 届出者は、届出内容の変更があったときは、飯能市パートナーシップ・ファミリーシップ届出内容変更届(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(証明書等の返還)

第9条 届出者は、次の各号のいずれかに該当するときは、飯能市パートナーシップ・ファミリーシップ受理証明書返還届出書(様式第6号)を市長に提出し、証明書等を返還しなければならない。

- (1) パートナーシップが解消されたとき。
- (2) 一方又は双方が市外に転出したとき。
- (3) 第3条第2項各号の規定に該当しなくなったとき。
- (3) 第10条の規定により、届出が無効となったとき。

(無効となる届出)

第10条 次の各号のいずれかに該当する届出は無効とする。ただし、第3号に該当する場合は、当該規定に該当する事由が生じた時から将来に向かってのみ無効とする。

- (1) 届出者間にパートナーシップを形成する意思がないとき。
- (2) 届出の内容に虚偽があったとき。
- (3) 第4条第3項の規定に反して、市内への転入を証明する書類を提出しな

いとき。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、無効とした証明書等の交付番号（パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理カードに付与された番号をいう。）を公表することができる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年1月1日から施行する。